

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和3年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

提出者

住 所 福岡市博多区吉塚6丁目6番36号

氏 名 株式会社 環境開発

代表取締役 牟田 義彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 092-611-5231

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

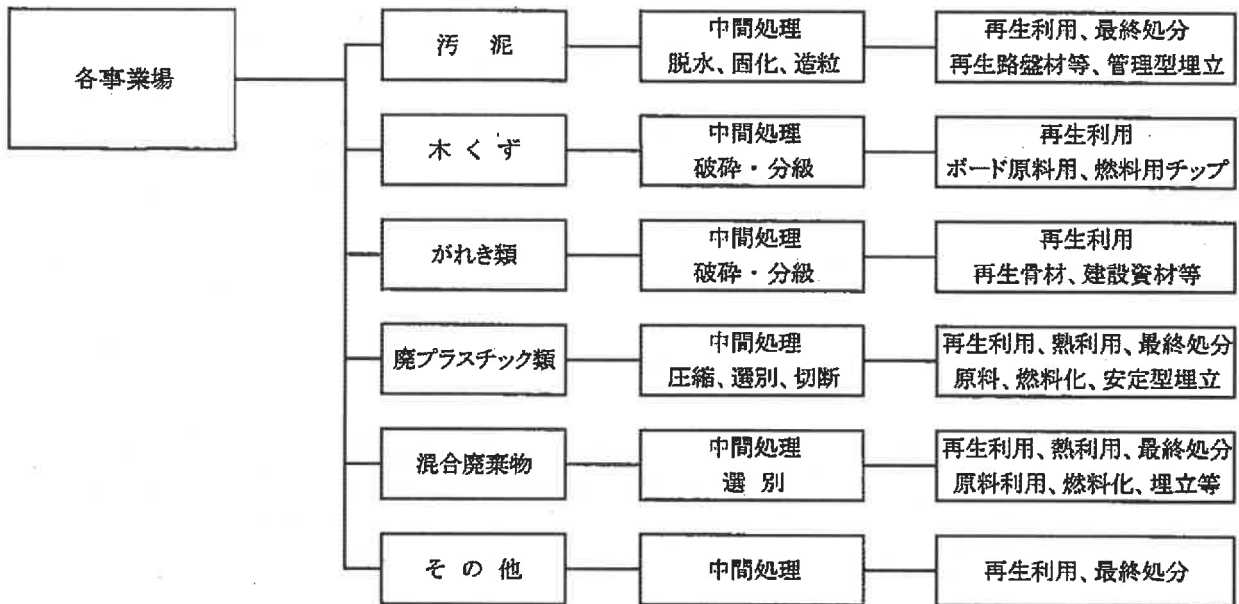
事業場の名称	株式会社 環境開発
事業場の所在地	福岡市博多区吉塚6丁目6番36号
計画期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	前年度売上高 85 億円
③従業員数	322 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列(福岡)県)

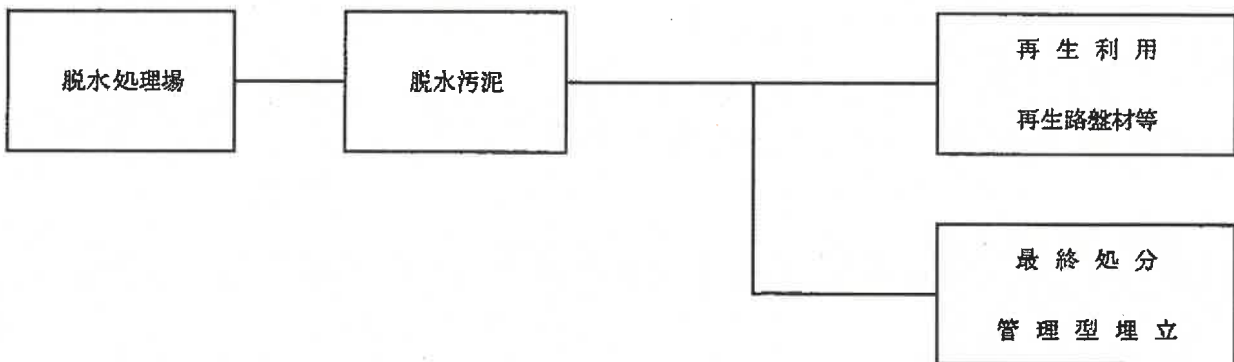
3. 6. 30

第 号

処理工程図① (各施工現場)



処理工程図② (自社汚泥脱水処理場)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

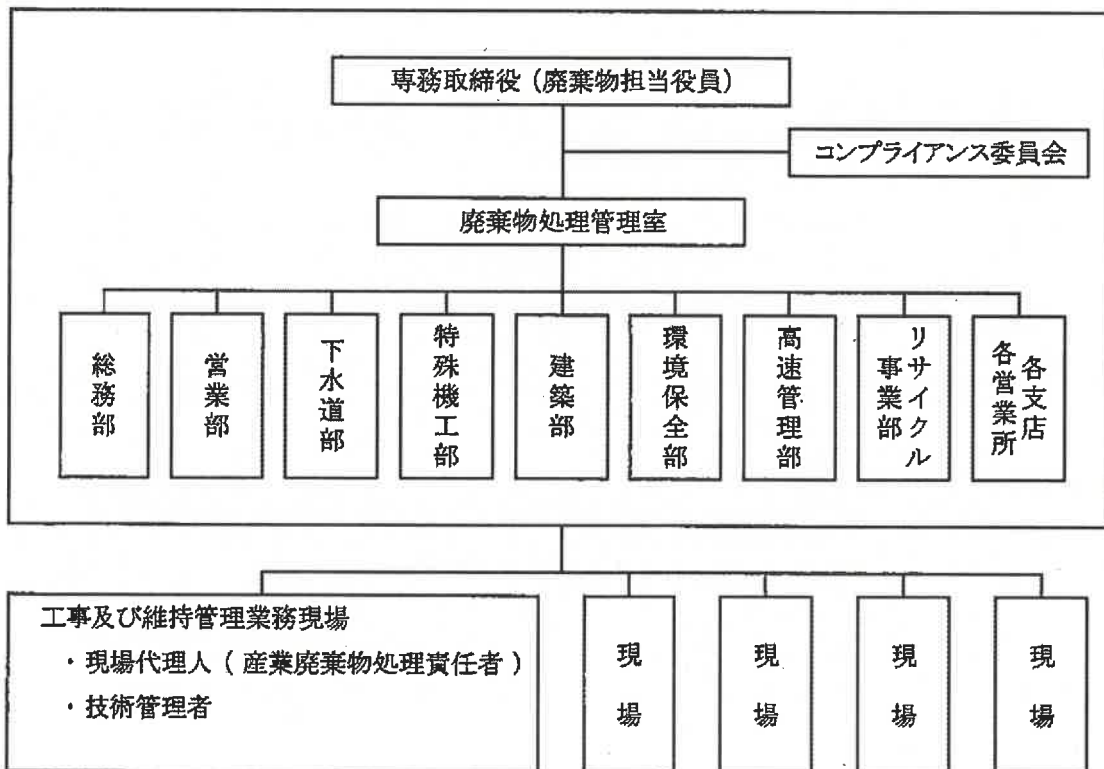
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類
	排 出 量	403.67 t	1055.488 t
	(これまでに実施した取組) 事業場内においての混合廃棄物等の分別の徹底を行い、再生利用を進める事で廃棄物発生量を削減させる。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類
	排 出 量	100 t	500 t
	(今後実施する予定の取組) 分別方法の見直しをはかり再生利用量を増やす事で、廃棄物発生量さらなる削減を目指す。 汚泥の凝集剤や凝集方法などを研究し汚泥の発生量を抑制する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 混合廃棄物及び廃プラスチック類については、原料として再生利用が可能な物を分別する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 混合廃棄物及び廃プラスチック類の分別率増加を促進する。

統括責任者	取締役 藤岡 幸雄
廃棄物担当	組織名：コンプライアンス委員会 組織人数：23人
	組織名：廃棄物処理管理室 組織人数：3人
役割	コンプライアンス委員会 ○ 廃棄物処理法、その他環境関連法令など法令の遵守及び社会的要請に応じていく為の方針の検討及び監査を実施する。 ・ 委員長 - 総務部所属長 ・ 委員 - 関連部署部長、各支店長、営業所長 ・ 事務局 - 総務部
	廃棄物処理統括責任者 ○ 委員会により検討された廃棄物処理方針の決定、承認 ○ 廃棄物管理規定の決定、承認 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物処理管理室 ○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握及び改善策の検討 ○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関連会社に対する教育・啓発 ○ 各現場に対する情報提供、支援及び指導 ○ その他関係する事項

廃棄物管理組織



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃プラスチック類	木くず	廃石膏ボード	繊維くず
8.940 t	153.685 t	3.21 t	1.995 t

②計画

廃プラスチック類	木くず	廃石膏ボード	繊維くず
3 t	80 t	1 t	0.5 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

ガラスくず等	混合廃棄物(安定型のみ)	混合廃棄物(管理型含む)	石棉含有産業廃棄物(がれき類)
12.0 t	9.57 t	150.75 t	26.362 t

②計画

ガラスくず等	混合廃棄物(安定型のみ)	混合廃棄物(管理型含む)	石棉含有産業廃棄物(がれき類)
5 t	5 t	100 t	10 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯)				
0.022 t	t	t	t	t

②計画

水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯)				
0 t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【前年度（令和2年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	（これまでに実施した取組） 自社で産業廃棄物の再生利用は行っていない。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t
	（今後実施する予定の取組） 自社で産業廃棄物の再生利用を行う予定はない。	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	84.19 t
（これまでに実施した取組） 凝集剤の種類、混合比等の研究により汚泥凝集率を高めた。 脱水機の調整等により脱水効率を高めた。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	50 t
（今後実施する予定の取組） 凝集沈殿率を高めて、汚泥脱水効率のさらなる強化を図る。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまで実施した取組) 自社で産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自社で産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行う予定はない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類
	全処理委託量	123.17 t	1055.488 t
	優良認定処理業者への処理委託量	112.17 t	769.552 t
	再生利用業者への処理委託量	6.6 t	1055.488 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまで実施した取組) がれき類の再生利用業者への委託の徹底 汚泥の再生利用が可能な業者の選定 優良認定処理業者の選定及び委託量の増加		

(第4面)-1

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃プラスチック類	木くず	廃石膏ボード	繊維くず
8.94 t	153.685 t	3.21 t	1.995 t
8.94 t	96.545 t	1.43 t	0.85 t
8.3 t	153.685 t	3.21 t	0.85 t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面)-2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

ガラスくず等	混合廃棄物(安定型のみ)	混合廃棄物(管理型含む)	石綿含有産業廃棄物(がれき類)
12.0 t	9.57 t	150.75 t	26.362 t
12.0 t	t	35.79 t	5.772 t
12.0 t	t	35.79 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯)			
0.022 t	t	t	t
t	t	t	t
0.022 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類
	全処理委託量	50 t	500 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	50 t	400 t
	再生利用者への 処理委託量	2 t	500 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者に対する委託を積極的に行う。 再生利用者に対する委託量の増加を行う。		
※事務処理欄			

②計画

廃プラスチック類	木くず	廃石膏ボード	繊維くず
3 t	80 t	1 t	0.5 t
3 t	50 t	1 t	0.5 t
3 t	80 t	1 t	0.5 t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

ガラスくず等	混合廃棄物(安定型のみ)	混合廃棄物(管理型含む)	石棉含有産業廃棄物(がれき類)
5 t	5 t	100 t	10 t
5 t	t	10 t	3 t
5 t	t	10 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯)			
0 t	t	t	t
t	t	t	t
0 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

